## 覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年	月	日	
		住	所
		氏	名

鹿児島県知事

殿

廃棄しようとする覚醒剤 原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の 所 在 地 及 び 名 称	
廃 棄 の 日 時	
廃棄の場所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

## 備考

- 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。た だし、国の開設する施用機関にあっては、当該施用機関の管理者の氏名とする。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、剤型別に一般的名称及びその数量を記載すること。